家族信託

~認知症による財産凍結対策~



Q. こんなお悩みありませんか?



認知症になっても、 財産の凍結を防ぎたい!

相続税が発生するから、 何か対策をしたい!



でも…お父さんの体調が心配

そもそも認知症になると何が問題なのか?







- 家を売ることができない!
- <u>・預金を管理するのが大変!</u>



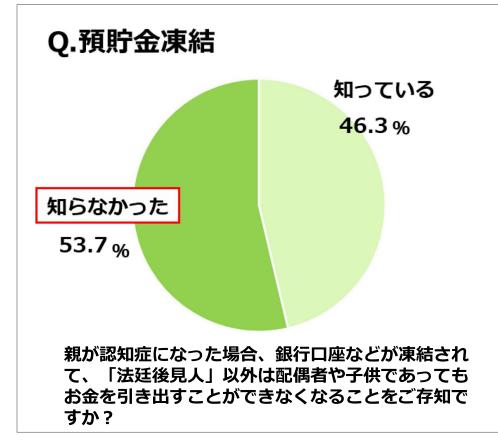
・相続税対策をすることができない!

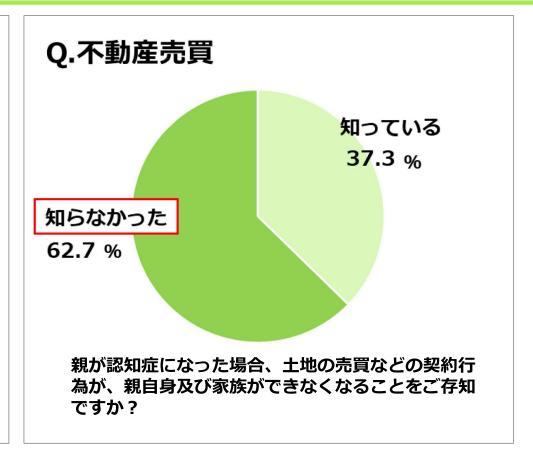


*一部成年後見制度を活用すると可能



認知症になったら財産管理どうする?





知らない人が約6割

認知症になると資産管理や処分はどうなる?



意思判断能力が失われるとどうなる?資産管理





「本人の意思確認ができないと 定期預金の解約はできません」 「成年後見人をつけて下さい」

金融機関

「本人(の意思)確認が できないと不動産の 売却はできません」

> 司法書士 不動産業者



これまでは「成年後見制度」を使うしかなかった! 結果:柔軟な資産管理や相続対策はできない・・制度の限界

信託法の全面改正 (2007年9月施行) いよいよ「家族信託」が実現!

★営利を目的とせず、特定の1人から1回だけ信託を受託しようとする場合、受託者(個人・法人も可)に信託業の免許は不要。結果、**誰でも受託者(財産を預かる者)**になることができる。

→信頼できる家族に託すことができれば一番良い!

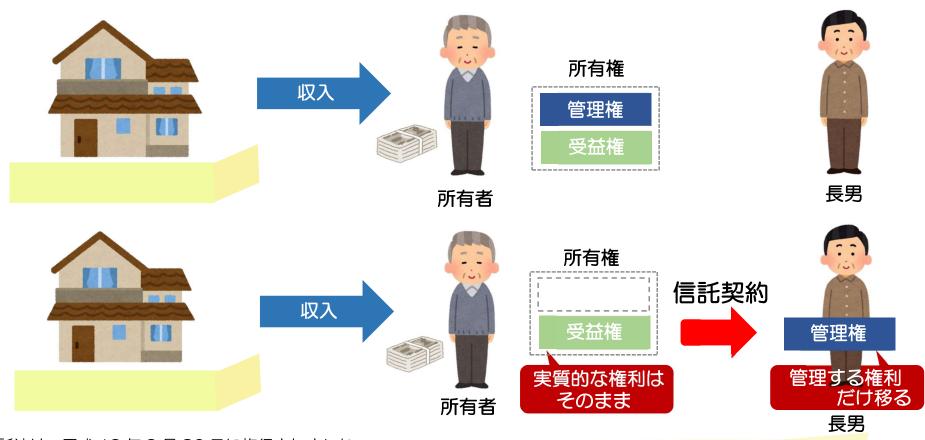
だから「家族信託」

※家族信託は、法律用語ではありません

家族信託とは

【家族信託ってなんですか?】

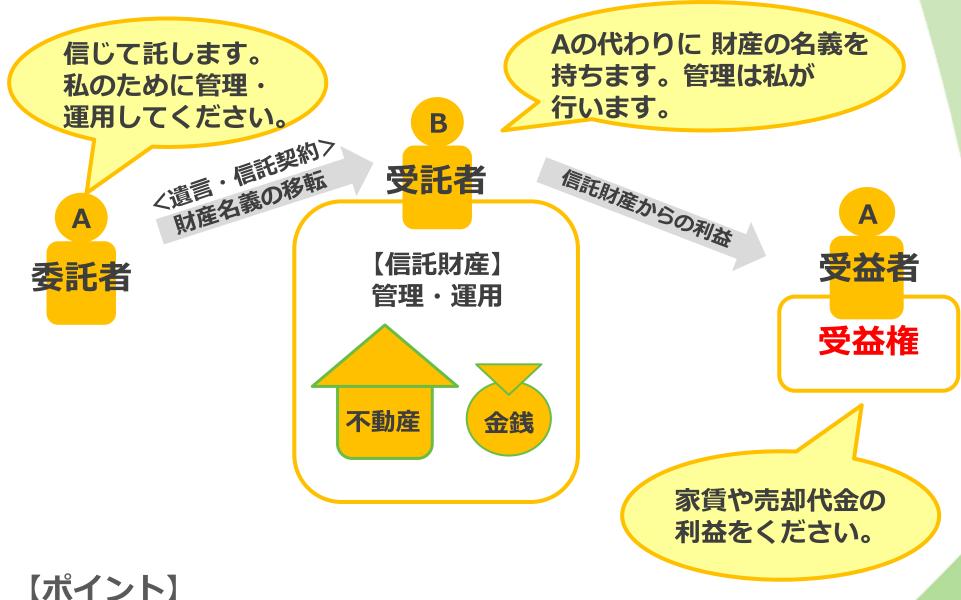
家族信託契約とは、財産の管理を、信頼できる家族に託す契約をいいます。



※現在の信託法は、平成 19 年 9 月 30 日に施行されました。 施行から 10 年以上が経ち、徐々に世の中から認知されはじめています。

信託銀行ではなく、信頼できる家族に託すのが家族信託の特徴です。

図解!家族信託の基本的な仕組み



【ポイント】 信託した財産の所有権は、<mark>受益権</mark>という債権に形を変えます。

家族信託のスタート

委託者と受託者の間で信託契約を締結して家族信託がスタートします 財産の名義が「受託者」に移ります! 受託者は、信託された財産を、自身の財産と分けて管理します →分別管理義務

【各種名義変更手続き】

- 1. 不動産
- ・受託者に対する所有権移転及び信託の登記
- 2. 金融資産
- ・受託者が、信託用口座<mark>(委託者○○受託者△△信託口)を</mark>作り、 金銭や家賃収入を管理する。
- 3. 株式・投資信託
- ・受託者が信託用口座を作り、株式・投資信託などの管理・運用をする。
 - ※信託口口座の開設は、専門家から金融機関に申請を行う必要があります。

ケース1

一軒家から老人施設へ移住する (認·病対策)

相談者: 83歳女性 (子供1人)

- ◆現在古家に一人暮らし→そろそろ安心できる施設へ移住しようかしら。
- ◆家はそのままにして、将来必要があれば貸しても売っても・・。

一般の 場合





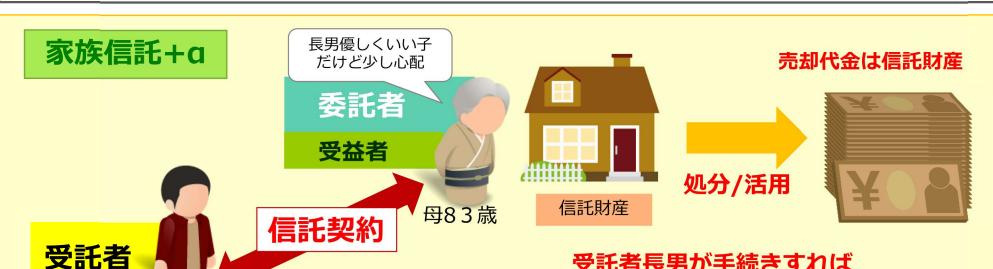






★母が認知などで意識低下になると・

・自宅は売ることも 活用することも大変になる



長男58歳

受託者長男が手続きすれば 自宅を処分・活用することができる。

ケース2 高齢者不動産オーナーの資産管理 (認·病対策)

(長男60歳、長女52歳) 父82歳

- ◆父が所有し自分で管理している2棟のアパートがある
- ◆賃貸借契約などは父の代わりに長男や長女がサイン(代筆)している

一般の 場合



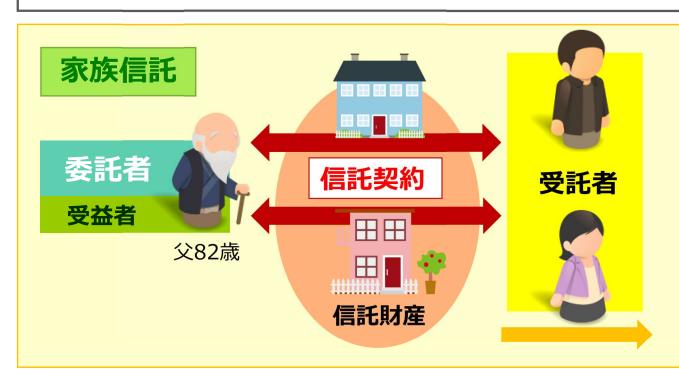




Q:父が万一意識判断能力がなくなると・・ 大規模修繕? 賃貸借契約?

売却? 建替え? 管理委託契約?

「成年後見制度」を活用すると一部可能



将来引き継ぐ物件ごと に信託契約締結。

- ◆各々受託者ごとに
 - ・大規模修繕◎
 - ・売却◎
 - ・建替え◎
 - ・賃貸借契約◎
 - ・管理委託契約 ◎

信託を活用する様々な場面のまとめ

成年後見制度に代わる財産管理・節税対策

- i)元気なうちに信託を設定していれば、
本人が判断能力を喪失しても、
受託者によって継続的に財産管理や積極的な資産運用が可能。
 - ↔ 後見制度は本人の財産を保護することが主たる目的なので、 裁判所や後見監督人が監督することになり、家族のための 財産処分、相続税対策や資産運用は原則としてできません。

信託導入に当たっての注意点

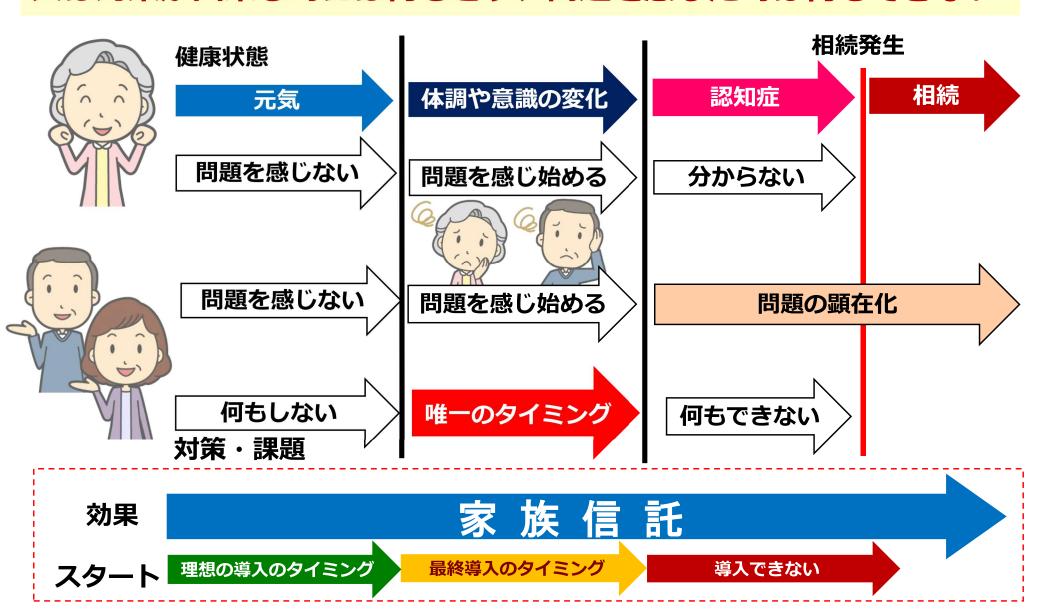
- ① 法律用語としての「信託」の理解・普及が進んでいない家族信託の専門家がまだ少ない
 - ⇒当グループでは、2015年から家族信託に取り組んでおり、
 190件以上の家族信託の組成実績があります。(2021年12月末時点)
- ②死亡後の財産承継先を指定する場合、遺留分侵害請求の可能性を検討する必要がある
 - ➡相続人には、法律で認められた最低限の相続分(遺留分)があります。 死亡後の財産承継先を指定する場合は、遺言と同様、遺留分について 検討する必要があります。
- ③賃貸物件を信託する場合、不動産所得が赤字の際、信託以外の財産との損益通算不可
 - **→**複数の賃貸物件があり、その一部を信託した場合、赤字が出ても信託した物件と 信託していない物件での<mark>損益通算(相殺)はできません</mark>。
- ④アパートを建てる場合、金融機関の融資実績がまだ少ない
 - →アパート建築のために受託者が融資を受けたい場合、対応できる金融機関は限られています。
- ⑤委託者の判断能力が衰えてしまった後では、信託契約を締結することができない。
 - ⇒担当者にて委託者の本人確認、意思確認をさせていただき、 受け答えや内容の理解ができない場合は、家族信託を行うことはできません。



相続対策・家族信託のタイミングはいつか?

◆問題の顕在化と対策のタイミング

人は対策が出来る時には何もせず、問題を感じた時は何もできない





家族信託 まとめ



- ■「家族信託」は、資産家や事業経営者に限らず、 誰でも気軽に利用できる仕組み
- ■家庭裁判所や信託銀行を介在させることなく、家族間の 契約等で作れる自由な制度
- ■生前の財産管理手段として、成年後見制度に代わる選択肢
- **■残したい、引継ぎたい資産の道筋を作ることができる仕組み**
- ■家族信託を使ったからと言って相続税が安くなるわけでも、 揉め事が解決できるわけではない

家族信託は、決して万能対策ではない

話ができて、信頼しあえる 家族だから使える

⇒ 家族に託す「家族信託」は 選択肢の一つ



家族信託のお問い合わせ



「家族信託」についてのご相談・お問い合わせは、

学名古屋家族信託相談所

0120-889-719

(年中無休 朝9時~夜8時)

■ホームページ http://kazoku-shintaku.org

(運営窓口)

司法書士法人ひびきグループ/一般社団法人名古屋家族信託協会

□名駅オフィス: 名古屋市中村区名駅三丁目21番4号 名銀駅前ビル4階

(名古屋駅徒歩7分/ユニモール14番出口すぐ)

□緑オフィス : 名古屋市緑区亀が洞一丁目707番地

(徳重駅から車で3分)

どうぞお気軽にご相談ください